

秋田の土地改良

6

2009・JUN

あ
すを拓く大地

き
らめく疏水

た
くましき郷



みどり
水土里ネット秋田

目次	農地法の改正案が可決・成立しました……………	2	平成21年度先導的換地技術者表彰(換地対策全国協議会総会) ……	11
	水土里ネット広報キャラバンの開催……………	3	県営経営体育成基盤整備事業新波地区の竣工……………	11
	農地有効利用支援整備事業が拡充されます……………	4	春の叙勲(県内関係者)……………	12
	土地改良負担金償還特別緊急支援対策の要件が緩和されます……………	5	会員だより……………	12
	水土里情報・耕作放棄地両協議会総会開催される……………	6	インフォメーション……………	12
	平成21年度秋田県人事異動関係(農林水産部関係)……………	8	新役員の体制……………	14
	平成21年度秋田県農林水産部関係新任挨拶……………	8	新役職員の紹介……………	15
	秋田県農村災害ボランティアに62名登録……………	10	連合会日誌……………	16

農地法の改正案が 可決・成立しました!

6月17日、農地法の一部改正が成立しました。

農地法の目的を耕作者＝所有者から農地の効率的な利用促進に改めるとともに企業が農業生産法人を設立することなく農地の貸借を可能とした他、生産法人への出資割合を緩和して企業の農業参入を容易にしました。

また、併せて農業経営基盤強化促進法が改正され、市町村、農協等が農地の所有者の委任を受けて、その者を代理して農地の貸付等を行うこと等を内容とする農地利用集積円滑化事業が創設されました。

農地法等の一部を改正する法律案の概要

<農地制度の見直し>

(農地法、農業経営基盤強化促進法、農業振興地域の整備に関する法律、農業協同組合法)

農地面積の減少を抑制する等により農地を確保

◇農地転用規制の厳格化

- ①農地転用許可対象の拡大(病院、学校等の公共施設の設置)
- ②違反転用に対する罰則の強化
- ③都道府県が行う2ha以下の転用許可事務の適切な処理の要求

◇農用地区域内農地の確保

- ①農用地区域からの除外の厳格化
- ②都道府県に対する農用地区域内農地の確保に向けた措置の要求

※ 今回措置する農地確保施策の実施状況を踏まえ、5年後を目途に国と地方公共団体との適切な役割分担について検討

制度の基本を「所有」から「利用」に再構築

◇農地の権利を有する者の責務の明確化

農地の権利を有する者は、農地を適正かつ効率的に利用する責務を有する旨法律上明確に位置付け

◇農地を利用する者の確保・拡大

農地を適正に利用する者の確保・拡大を図るため、貸借に係る規制を見直し等

◇農地の面的集積の促進

公的な信用力のある機関が、多数の農地所有者から農地の貸付等についての委任を受け、農地の利用者へ面的にまとまった形で貸付を行う仕組みを導入

◇遊休農地対策の強化

全ての遊休農地を対象に対策が講じられるようにする等有効利用を徹底する仕組みへ見直し

転用期待の抑制

国内の食料生産の増大
を通じ国民に対する食料の安定供給を確保

貸借等による利用の促進

我が国の農地面積はピーク時の約7割の水準にまで減少
昭和36年:609万ha
平成20年:463万ha

拍車

農地転用期待

農業生産による収益水準を上回る農地価格

拍車

十分に進まない集積・規模拡大

規模拡大しても農地が分散錯雑

耕作放棄の増加

農業従事者の減少

穀物価格の高騰
や輸入食料品の
安全性への不安

食料の多くを海外に依存している我が国においては、国内の食料供給力を強化する必要

水田等を最大限に活用する対策等を一層促進

農業生産・経営が展開される基礎的な資源としての農地を確保し、その有効利用を図っていく必要

<農地税制の見直し>

農地制度の見直しを前提として、農地の相続税の納税猶予制度を見直し農地を貸すと打ち切りになった納税猶予を、他の人に貸した場合でも適用を受けられるように

<農業委員会の適切な事務執行>

農地制度においては、農業委員会が重要な役割を果たしていることから、今回の見直しにあわせて、その事務が的確に実施されることを確保

水土里ネット 山本支部より実施! 広報キャラバンの開催!

会員に最新の情報を提供し、NN事業の推進に活用頂くとともに会員の意見・要望を汲み取り本会の運営に反映させるため、本年度も6月22日の山本支部を皮切りに広報キャラバンを実施しております。

今年度は特に、国の緊急経済対策で総額15兆円余（農水省関係：1兆302億円）の財政支出がなされ、農家の土地改良負担金の償還が軽減（3年間無利子化）されるほか、農地、農業水利施設等の簡易な整備、施設管理の省力化のための取組等が支援されることになりました。



昨年の広報キャラバン(雄勝支部)



- 1 水土里ネット支援対策事業について
- 2 経営安定対策基盤整備緊急支援事業について
- 3 土地改良負担金償還特別緊急対策事業について
- 4 農地有効利用支援整備事業について
- 5 水土里情報利活用促進事業について
- 6 水土里ネットのIT化（通信情報網）に向けた支援の拡充について

【開催状況】

支 部	開 催 日	参加予定人員	開 催 場 所
鹿角	6月24日	30	鹿角市山村開発センター
大館・北秋田	6月30日	50	北秋田市交流センター
山本	6月22日	80	能代キャッスルホテル平安閣
秋田	7月17日	60	イヤタカ
由利	7月10日	60	本荘グランドホテル
仙北	6月26日	100	フォーシーズン
平鹿	7月3日	50	松与会館
雄勝	7月2日	60	湯沢グランドホテル

農地有効利用支援整備事業が拡充されます

平成21年度の国の補正予算に、農地、農業水利施設等の簡易な整備、施設管理の省力化のための取組等の支援を目的とする本事業で、21年度の経済対策に限り農業水利施設等の更新整備や補修もできるような制度の拡充が図られました。

■ 予算額 (当初：23.5億円 追加：200億円)

■ 事業実施機関：H21～H23

事業採択申請を今年度限り8月末までにお願ひしております。

詳細は管理情報部施設保全班(小石)までお問い合わせ下さい。

TEL.018-888-2718 FAX.018-888-2835

なお、事業申請の法手続きについては、維持管理事業の一環として行うこととし、特に必要ありませんが、農業基盤整備資金の借入に当たっては総(代)会の議決を必要としますので、ご留意下さい。
※ 市町村の助成については、交付税措置(臨時交付金)される予定です。

農地有効利用支援整備事業の概要

事業内容(食料供給力の強化に向けて)

営農上の障害要因を除去するためのきめ細やかな基盤整備を実施し、地域による取り組みを支援

ポイント

- ・ 営農体系の変更に当たって生じる基盤面の課題に対し、機動的に支援します。
- ・ 直営作業による整備も可能です。(工事費の50%まで人件費相当額の算入も可能)
- ・ 1カ所あたりの工事費が200万円未満となる簡易な整備を対象とします。

補助率

50% (6法指定地域等 55%)

県内で6法指定に該当しない市町村…大湯村、美郷町、秋田市(一部該当)、潟上市(一部該当)

